

●香川県告示第130号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
1 指定金融機関				1 指定金融機関			
(1) 略				(1) 略			
(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等				(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等			
名称		位置	取り扱う所等	名称		位置	取り扱う所等
本支店	出張所			本支店	出張所		
略				略			
内海支店		小豆島町	小豆警察署	内海支店		小豆島町	<u>小豆島高等学校</u> 、 <u>小豆警察署</u>
土庄支店		土庄町	小豆総合事務所、 <u>小豆島中央高等学校</u>	土庄支店		土庄町	小豆総合事務所、 <u>土庄高等学校</u>
略				略			
観音寺支店		観音寺市	西讃保健福祉事務所、 <u>西讃土地改良事務所</u> 、 <u>西讃土木事務所</u> 、 <u>観音寺第一高等学校</u> 、 <u>観音寺総合高等学校</u>	観音寺支店		観音寺市	西讃保健福祉事務所、 <u>西讃土地改良事務所</u> 、 <u>西讃土木事務所</u> 、 <u>観音寺第一高等学校</u> 、 <u>観音寺中央高等学校</u>
	観音寺市役所出張所	観音寺市			観音寺市役所出張所	観音寺市	
略				略			
大野原支店		観音寺市		大野原支店		観音寺市	<u>三豊工業高等学校</u>
略				略			